

令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務

2. 業務の目的

地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号〔最終改正令和 8 年 3 月 5 日付け総行応第 40 号〕）及び恩納村地域おこし協力隊設置要綱（平成 31 年恩納村要綱第 7 号）に基づき、令和 9 年 4 月 1 日の着任を目指して地域おこし協力隊員を募集するにあたり、受入れを希望する所管課の課題に即した募集要項の設計、効果的な募集広報及び採用の支援を行うとともに、村の受入体制を整備することにより、着任後のミスマッチを防ぎ、村において積極的かつ意欲的に活動し得る人材を確保することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託上限額

金 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 採用予定人数及び着任時期

採用予定人数：4～6 人程度

着任予定日：令和 9 年 4 月 1 日

採用予定人数の増減が生じた場合においても、委託料は変更しないものとする。

6. 業務内容

(1) 職員向け研修の実施（2 回程度）

ア 地域おこし協力隊制度の概要、受入形態ごとの特徴、他自治体における導入事例、受入自治体に求められる役割、受入れが失敗する要因とその回避策等を内容とする研修を、村職員を対象に 2 回程度実施すること。

イ 実施時期、対象者の範囲及び内容は、あらかじめ発注者と協議して定めること。

ウ 研修資料は、研修終了後、編集可能な形式で発注者に提出すること。

(2) 受入希望課へのヒアリング及び募集案件の企画に関する助言

ア 地域おこし協力隊員の配置を希望する所管課に対し、現地又はオンラインによりヒアリングを実施し、各課の課題、隊員に担わせる地域協力活動の内容、活動の年間プログラム、受入体制及び任期終了後の見通しを整理すること。

イ アのヒアリング方法、ヒアリング内容の詳細については発注者と協議を行うこと。

(3) 募集要項及び募集記事の作成

ア (2)のヒアリングに基づき、募集要項を設計すること。ただし、募集要項の内容は発注者と協議し、発注者が決定する。

イ 発注者が提供する村の情報及び画像素材を基に、募集ポータルサイト等に掲載する募集記事の原稿を作成すること。必要に応じて取材及び撮影を行うこと。

ウ 募集記事は、活動内容、求める人物像、待遇、選考の流れ、着任後の生活環境が応募検討者に具体的に伝わる内容とすること。

(4) 募集広報及び応募者対応

ア 次のポータルサイトに募集記事を掲載すること。

- ・ニッポン移住・交流ナビ（JOIN）：発注者が開設済みのアカウントを使用し、受注者が入稿、修正及び更新を行う。アカウント情報の取扱いは発注者の指示に従うこと。
- ・おきなわ島ぐらし：受注者が掲載原稿を作成し、発注者が沖縄県へ掲載を依頼する。掲載内容の修正及び更新を要する場合も同様とする。

イ 上記のほか、受注者が有効と認める媒体（自社媒体、有料スカウト機能、SNS 広告等）を活用すること。これに要する費用は委託料に含むものとし、別途請求は認めない。

ウ 第1回の募集開始後おおむね1か月を経過した時点の応募状況を踏まえ、募集記事及び訴求方法の見直しを行うこと。応募状況により採用予定人数の確保が見込めない場合は、発注者と協議のうえ、着任予定日に間に合う範囲で追加の募集を実施すること。追加の募集に要する費用は委託料に含むものとし、別途請求は認めない。

エ 応募検討者からの問合せに対応し、その内容及び件数を発注者に報告すること。

オ 地域おこし協力隊に関心を有する人材に対し、ポータルサイト等のスカウト機能を活用した働きかけを行うこと。

(5) 採用に関する業務の補助

ア 応募書類の要件審査を行い、候補者の情報を整理して発注者に提供すること。

イ 候補者に対する事前ヒアリングを実施し、志望動機、経歴、ミッションとの適合性、生活面の希望等を整理して発注者に提供すること。

ウ 面談の日程調整、候補者との連絡、面談会場の設営に係る調整その他の事務を補助すること。オンラインにより面談を実施する場合は、その環境を整えること。

エ 発注者の求めに応じ、面談に同席し、評価の観点について助言すること。

オ 選考及び採用の決定は発注者が行う。本業務は発注者の募集及び採用の活動を支援することを目的とするものであり、採用を保証するものではない。

(6) 着任前の支援

ア 採用決定者に対し、着任までの間、住居の情報提供、転入に係る手続の案内、生活の立ち上げに必要な情報提供及び関係者との調整を行うこと。

イ 採用決定者、受入課の職員及び関係者を対象とする着任前オリエンテーションを企画し、実施すること。

(7) 報告

ア 毎月1回、業務の進捗及び応募状況を発注者に報告すること。

イ 業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。

7. 発注者が行う業務

次に掲げる事項は発注者が行う。

1. 募集要項の決定
2. 令和9年度の予算措置（隊員の報償費、活動費等）
3. 設置要綱その他関係要綱の制定改廃
4. 選考及び採用の決定並びに委嘱
5. 村の情報及び画像素材の提供
6. おきなわ島ぐらしへの掲載に係る沖縄県への依頼

8. 成果品

次の成果品を令和9年3月31日までに、紙媒体1部及び電子データ（編集可能な形式）により提出すること。

1. 業務報告書（実施内容、応募状況、選考結果、次年度に向けた課題整理を含む。）
2. 職員向け研修の資料及び実施記録
3. 受入希望課へのヒアリング記録
4. 募集要項及び募集記事の原稿並びに撮影した画像データ
5. 着任前オリエンテーションの資料

9. その他

1. 受注者は、業務上知り得た秘密情報及び個人情報を漏らし、又は本業務以外に使用してはならない。業務終了後も同様とする。個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。同法第66条第2項の規定により受託者にも安全管理措置義務が及ぶ。）及び恩納村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年恩納村条例第16号）を遵守すること。
2. 受注者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ること。
3. 本業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受注者において汎用的に利用が可能な部分を除き、委託料の支払と引換えに発注者に譲渡するものとする。
4. 受注者は、本業務の履行にあたり関係法令等を遵守すること。
5. 委託料の支払は、業務完了後の一括払いとする。
6. 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

10. 問合せ先

恩納村 企画課 〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

電話：098-966-1201 メール：kikaku@vill.onna.lg.jp